

平成27年度における裁判官の配置, 裁判事務の分配,
開廷日割及び代理順序

松 山 地 方 裁 判 所

平成26年12月12日	裁 判 官 会 議	(実施日 平成27年1月1日)
平成27年1月15日	所 長 応 急 措 置	(実施日 平成27年1月16日)
平成27年3月6日	裁 判 官 会 議	(実施日 平成27年3月25日)
平成27年3月6日	裁 判 官 会 議	(実施日 平成27年4月1日)
平成27年4月22日	所 長 応 急 措 置	(実施日 平成27年5月16日)
平成27年6月10日	所 長 応 急 措 置	(実施日 平成27年6月17日)
平成27年7月2日	所 長 応 急 措 置	(実施日 平成27年7月2日)

第1 総則

1 下記各号の事件の処理を、次のとおり定める。

- (1) 各支部及び各簡易裁判所勤務の裁判官に対する除斥・忌避申立事件は、本庁においてこれを処理する。
- (2) 西条支部管内の簡易裁判所裁判官がした裁判に係る刑事訴訟法第429条の準抗告事件は、同支部においてこれを処理する。ただし、同支部の裁判官の1人以上に差し支えのあるときは、本庁においてこれを処理する。
- (3) 各支部裁判官及び前記(2)以外の簡易裁判所裁判官がした裁判に係る刑事訴訟法第429条の準抗告事件は、本庁においてこれを処理する。
- (4) 関連事件については、本庁民事第1部と同第2部相互間に係るものについては双方の部の総括者の、本庁と支部相互間に係るものについては本庁の部の総括者と支部長の、一の支部と他の支部相互間に係るものについては双方の支部長の各協議により、その一方の事件を他方に回付することができる。

2 特例の定めのある場合を除き、裁判事務の分配について歩合をもって定めるものは、これを受付の順序により分配するものとし、受理の段階において、先に係属した事件との関連事件であることが明らかなときは、これを先の事件の係属した部又は係に、また、同時に受理した事件に関連があるときは、これを一の部又は係に分配するものとし、これらの場合は、この数に応じてその後の分配に際し調整するものとする。

3 地方裁判所における定まった分配による裁判事務について特別の事由があるときは、その事件を本庁における一の部から他の部に、又は本庁から支部に、あるいは支部から本庁に、若しくは一の支部から他の支部に回付することができるものとし、その手続を次のとおり定める。

- (1) 本庁各部相互間に係るものについては関係部の総括者の、本庁と支部相互間に係るものについては本庁の配てんを受ける予定部の総括者と支部長の、支部相互間に係るものについては双方の支部長の各協議を経た上、所長がこれを認可する。

(2) 前号の協議が整わないとき、又は所長が協議によることが不相当であると判断したときは、所長が、常置委員会（松山地方裁判所常置委員会規程による常置委員会を指す。）の諮問を経た上で、これを決する。

4 1の(4)の回付について、3の(2)の事由があるときは、同号を準用する。

5 簡易裁判所内において3の事由があるときは、その事件を一の裁判官から他の裁判官に移すことができるものとし、双方の裁判官の協議を経た上、所長がこれを認可する。

3の(2)に該当するときは、同号の例による。

6 旧受の未済事件は、これを受理した部又は裁判官において処理するものとする。

7 大洲支部、西条支部、宇和島支部及び今治支部における犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（以下「通信傍受法」と略称する。）に基づく傍受の原記録の保管は、本庁において取り扱う。

8 大洲支部、西条支部、宇和島支部及び今治支部における地方自治法第242条の3第2項の規定に基づく訴訟及びこれを本案とする民事保全事件に関する事務は、本庁において取り扱う。

第2 本庁

裁判官の配置及び裁判事務の分配は、別表①、②、③、④のとおり

第3 支部

裁判事務の分配は、別表⑤のとおり

第4 簡易裁判所

裁判事務の分配は、別表⑥のとおり

第5 代理（代行）順序

1 司法行政事務に関する代理順序は、別表⑦のとおり

2 裁判事務に関する代理（代行）順序は、別表⑧のとおり

第6 開廷日割

開廷日割は、別表⑨のとおり

①裁判官の配置（本庁）

		森寛将人	西村欣也	西 理 香	古市朋子	河村豪俊	藤田圭祐	日野浩一郎	澤田博之	青野初恵	酒本雄一
		判 事	判 事	判 事	判 事	判 事 補	判 事 補	判 事	判 事 補 （特例）	判 事 補 （特例）	判 事 補
民事部	民事第1部	裁 判 長		○		○					
	民事第2部		裁 判 長		○		○				
刑事部						○ （兼）	○ （兼）	裁 判 長	○	○	○

②裁判事務の分配（本庁）

裁判事務の分配				
裁判事務は、次のとおり分配する。また、民事の基本となる事件に付随する雑事件、本訴提起後の証拠保全事件、本訴提起後の民事保全事件及び民事保全事件の決定正本に基づいて実施される民事保全執行事件、配偶者暴力に関する保護命令の効力の停止申立事件及び配偶者暴力に関する保護命令取消申立事件は基本となる事件が分配されている部又は係に分配し、地方自治法第242条の2第1項4号の規定による訴訟について損害賠償若しくは不当利得返還の請求を命ずる判決又は賠償の命令を命ずる判決が確定した場合における同法第242条の3第2項又は第243条の2第5項の規定による訴訟及びこれらの訴訟を本案とする仮差押え又は仮処分の事件については、当該判決を言い渡した部に分配する。ただし、本訴提起後の民事保全事件については、本訴の進行に差し支えがある場合、民事第1部及び民事第2部の部総括の協議により、基本となる事件が分配されている部又は係とは別の部又は係に分配することができる。				
		民 事 第 1 部	民 事 第 2 部	刑 事 部
1	民事通常訴訟事件(労働審判法第22条に係る訴えを除く。)、手形・小切手訴訟事件及び再審事件	各3/6	各3/6	
2	民事控訴事件(再審事件を含む。) 民事抗告事件、行政訴訟事件及び刑事合議事件に係る差戻事件(刑事部の構成員によって合議体が構成できないときに限る。)	各1/2	各1/2	
3	調停事件(訴訟事件を職権で調停に付した上、自ら処理する場合を除く。)	1/2	1/2	
4	労働審判事件	1/2	1/2	
5	民事第1部の労働審判事件に関する労働審判法第22条に係る訴えによる訴訟事件		○	
6	民事第2部の労働審判事件に関する労働審判法第22条に係る訴えによる訴訟事件	○		
7	民事第1部の合議制事件に係る破棄差戻事件		○	
8	民事第2部の合議制事件に係る破棄差戻事件	○		
9	民事執行事件		○	
10	民事保全事件のうち仮の地位を定める仮処分事件全部及び係争物に関する仮処分のうち債務者に使用を許さない占有移転禁止執行官保管の仮処分事件(以下「要審尋事件」という。)	1/2	1/2	
11	民事保全事件(要審尋事件を除く。)	1/2	1/2	
12	民事第1部又は同部の係の民事保全決定に対する民事保全異議事件及び民事保全取消事件		○	
13	民事第2部又は同部の係の民事保全決定に対する民事保全異議事件及び民事保全取消事件	○		
14	人身保護請求事件	1/2	1/2	
15	本訴提起前の証拠保全事件及び民事に関する共助事件	各1/2	各1/2	
16	訴え提起前の証拠収集処分事件	1/2	1/2	
17	民事再生事件及び特別清算事件	○		
18	会社更生事件	○		
19	破産事件	○		

②裁判事務の分配（本庁）

		民 事 第 1 部	民 事 第 2 部	刑 事 部
20	借地非訟事件, 商事非訟事件, 民事非訟事件及び過料事件	各1/2	各1/2	
21	配偶者暴力に関する保護命令事件	1/2	1/2	
22	上記1ないし21以外の民事事件	1/2	1/2	
23	民事第2部の裁判官に係る除斥・忌避申立事件全部並びに民事事件に関する各支部及び各簡易裁判所の裁判官に係る除斥・忌避申立事件の1/2	○		
24	刑事部裁判官に係る除斥・忌避申立事件全部並びに民事事件に関する各支部及び各簡易裁判所の裁判官に係る除斥・忌避申立事件の1/2		○	
25	民事第1部裁判官並びに刑事事件に関する各支部及び各簡易裁判所の裁判官に係る除斥・忌避申立事件			○
26	法定合議事件及び裁定合議事件(起訴後既に合議決定がなされている事件及び刑事部裁判長において将来合議事件として処理される可能性が極めて濃厚であると認める事件を含む。)並びにこれらの事件の関連事件(同一被告人又は同一被疑者に対する事件に限る。)に関する刑事準抗告事件, 裁判員裁判の期間中(裁判員選任手続の日及びその前日を含む。)の刑事準抗告事件	各1/2	各1/2	
27	上記26以外の刑事準抗告事件	※民事第1部及び民事第2部が交互に処理する。ただし、いずれかの部において合議体が構成できない場合は、他方の部から補充する。		○
28	刑事合議制に係属し、又は係属することが予想される事件に関する、第1回公判期日前の勾留に関する処分、被疑者段階における国選弁護人選任手続、公判前の証人尋問請求事件、証拠保全請求事件、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(以下「麻薬特例法」略称する。)第5章、第6章の保全請求事件、これらの処分に付随する処分を求める申立事件及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(以下「組織的犯罪処罰法」と略称する。)第4章、第6章の保全請求事件、これらの処分に付随する処分を求める申立事件、同法第71条第1項の令状の発付を求める申立事件並びに通信傍受法第2章の傍受令状請求事件	○	○	○
29	勤務時間外の令状請求事件、勾留に関する処分、被疑者段階における国選弁護人選任手続、麻薬特例法第5章、第6章の保全請求事件、これらの処分に付随する処分を求める申立事件及び組織的犯罪処罰法第4章、第6章の保全請求事件、これらの処分に付随する処分を求める申立事件、同法第71条第1項の令状の発付を求める申立事件並びに通信傍受法第2章の傍受令状請求事件並びに心神喪失者等医療観察法の鑑定入院命令(法第34条1項前段、第60条1項前段)に係る手続	○	○	○
30	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく入院等申立事件			○
31	起訴強制事件	1/2	1/2	
32	刑事公判請求事件及び刑事再審請求事件			○
33	組織的犯罪処罰法第62条の審査請求事件、同法第65条の取消請求事件(麻薬特例法第23条に基づく場合を含む。)及びこれらに付随する刑事雑事件			○

②裁判事務の分配（本庁）

		民 事 第 1 部	民 事 第 2 部	刑 事 部
34	勾留に関する処分、被疑者段階における国選弁護人選任手続			○
35	28を除く麻薬特例法第5章、第6章の保全請求事件、及びこれらの処分に付随する処分を求める申立事件及び組織的犯罪処罰法第4章、第6章の保全請求事件、これらの処分に付随する処分を求める申立事件、及び同法第71条第1項の令状の発付を求める申立事件並びに通信傍受法第2章の傍受令状請求事件			○
36	刑事に関する共助事件、刑執行猶予取消請求事件、公判前の証人尋問請求事件及び証拠保全請求事件			○
37	刑事補償請求事件及び訴訟費用免除申立事件			○
38	勤務時間内の令状請求事件			○
39	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律に関する事件 1 対象事件からの除外決定又は除外請求却下決定(法第3条1項) 2 法第34条4項の請求を却下する決定に対する異議申立てに係る決定(法第35条3項) 3 法第41条1項の裁判員等の解任請求に対し、同2項の規定による送付を受けた地方裁判所による解任決定又は解任請求却下決定(法第41条3項) 4 裁判員等の解任請求却下決定に対する異議の申立てに係る決定(法第42条2項) 5 法第41条1項の裁判員等の解任事由に該当すると疑うに足る相当な理由があると裁判所が思料する場合の通知を受けた地方裁判所による決定(法第43条3項) 6 請求による選任予定裁判員の選定取消請求却下決定に対する異議の申立てに係る決定(法第94条2項)	各1/2	各1/2	
40	検察審査会の起訴議決にかかる事件について検察官の職務を行う弁護士の指定			○

③裁判事務の分配（本庁民事部）

民事部		担当部・裁判官	森 實 将 人	西 村 欣 也	西 理 香	古 市 朋 子	河 村 豪 俊	藤 田 圭 祐
			判 事	判 事	判 事	判 事	判 事 補	判 事 補
1	民事第1部合議事件	民事第1部合議制	○		○		○	
2	民事第2部合議事件	民事第2部合議制		○		○		○
3	合議制で取り扱うもの以外の民事通常訴訟事件（労働審判法第22条に係る訴えを除く。）手形・小切手訴訟事件及び再審事件（行政訴訟事件及び民事控訴事件を除く。）	民事第1部裁判官 3 / 6	○ 1 / 6		○ 2 / 6			
		民事第2部裁判官 3 / 6		○ 1 / 6		○ 2 / 6		
4	行政訴訟事件（再審事件を含む。）	民事第1部裁判官 1 / 2	○		○		○	
		民事第2部裁判官 1 / 2		○		○		○
5	調停事件（訴訟事件を職権で調停に付した上、自ら処理する場合を除く。）		1 / 2	1 / 2				
6	労働審判事件		1 / 2	1 / 2				
7	労働審判法第22条に係る訴えによる訴訟事件		1 / 2	1 / 2				
8	民事執行事件	民事第2部裁判官		○		○		○
9	民事保全命令事件のうち要審尋事件		1 / 2	1 / 2				
10	民事保全命令事件（要審尋事件を除く。）						1 / 2	1 / 2
11	民事保全異議事件及び民事保全取消事件		1 / 2	1 / 2				

③裁判事務の分配（本庁民事部）

民事部	担当部・裁判官	森 寛 将 人	西 村 欣 也	西 理 香	古 市 朋 子	河 村 豪 俊	藤 田 圭 祐
		判 事	判 事	判 事	判 事	判 事 補	判 事 補
12 人身保護請求事件	民事第1部裁判官 1 / 2	1 / 2					
	民事第2部裁判官 1 / 2		1 / 2				
13 本訴提起前の証拠保全事件及び民事に関する共助事件						1 / 2	1 / 2
14 訴え提起前の証拠収集処分事件		1 / 2	1 / 2				
15 破産事件	民事第1部裁判官	○		○		○	
16 会社更生事件及びこれに付随する雑事件	民事第1部裁判官	○		○		○	
17 民事再生事件、会社整理事件及び特別清算事件	民事第1部裁判官	○		○		○	
18 借地非訟事件、商事非訟事件、民事非訟事件及び過料事件		1 / 2	1 / 2				
19 配偶者暴力に関する保護命令事件	民事第1部裁判官 1 / 2	1 / 2					
	民事第2部裁判官 1 / 2		1 / 2				
20 前記1から19まで以外の民事に関する事件		1 / 2	1 / 2				

④裁判事務の分配（本庁刑事部）

刑事部	担当部・裁判官	日 野 浩 一 郎	澤 田 博 之	青 野 初 恵	酒 本 雄 一	河 村 泰 俊	藤 田 圭 祐
		判 事	判 事 補 (特 例)	判 事 補 (特 例)	判 事 補	判 事 補	判 事 補
1	刑事合議事件及びこれに付随する刑事雑事件	刑 事 部 合 議 制	○	○	○		
2	公職選挙法第253条の2に該当する公判請求事件、刑事再審請求事件(ただし、当該裁判官が確定審の担当裁判官であった場合は、他の裁判官が担当する。)及びこれに付随する刑事雑事件		1 / 2	1 / 2			
3	前記1及び2以外の刑事公判請求事件並びにこれらに付随する刑事雑事件		1 / 2	1 / 2			
4	第1回公判期日前の勾留に関する処分、被疑者段階における国選弁護人選任手続、公判前の証人尋問請求事件、証拠保全請求事件、麻薬特例法第5章、第6章の保全請求事件、これらの処分に付随する処分を求める申立事件、同法第71条第1項の令状の発付を求める申立事件、組織的犯罪処罰法第62条の審査請求事件及び第65条の取消請求事件(麻薬特例法第23条に基づく場合を含む。)、勤務時間内の令状請求事件、通信傍受法第2章の傍受令状請求事件並びに起訴議決に伴う指定弁護士指定						
	ア 勤務時間内の令状請求事件(月曜日)及び通信傍受法第2章の傍受令状請求事件						
	(ア)勾留請求事件及び同請求に付随して同時に請求された接見禁止等請求事件		1 / 4	1 / 4	2 / 4	刑事部本務裁判官に差し支えのある場合	刑事部本務裁判官に差し支えのある場合
	(イ)(ア)以外の事件		1 / 4	1 / 4	2 / 4	同 上	同 上
	イ 通信傍受法に基づく傍受の原記録の保管事務	○					
	ウ 刑事合議制に係属し、又は係属することが予想される事件		1 / 2	1 / 2			
	エ アないしウ以外の事件	3 / 6	1 / 6	1 / 6	1 / 6		

④裁判事務の分配（本庁刑事部）

刑事部	担当部・裁判官	日野浩一郎	澤田博之	青野初恵	酒本雄一	河村豪俊	藤田圭祐
		判 事	判 事 補 (特 例)	判 事 補 (特 例)	判 事 補	判 事 補	判 事 補
5 刑事に関する共助事件及び刑執行猶予取消請求事件					○		
6 刑事補償請求事件及び訴訟費用免除申立事件	当該裁判をした裁判官						
7 勤務時間外の令状請求事件、勾留に関する処分、被疑者段階における国選弁護人選任手続、麻薬特例法第5章、第6章の保全請求事件、これらの処分に付随する処分を求める申立事件及び組織的犯罪処罰法第4章、第6章の保全請求事件、これらの処分に付随する処分を求める申立事件、同法第71条第1項の令状の発付を求める申立事件、通信傍受法第2章の傍受令状請求事件並びに心神喪失者等医療観察法の鑑定入院命令(法第34条第1項前段、第60条第1項前段)に係る手続	所長を除く全裁判官の当番制						

④裁判事務の分配（本庁刑事部）

刑事部	担当部・裁判官	日野浩一郎	澤田博之	青野初恵	酒本雄一	河村豪俊	藤田圭祐
		判 事	判 事 補 (特 例)	判 事 補 (特 例)	判 事 補	判 事 補	判 事 補
8 心神喪失者等医療観察法事件事務							
ア 各種処遇事件(法第33条1項、第49条1項・第2項、法第50条、法第54条第1項・第2項、第55条、第59条第1項・第2項の規定による申立てに係る事件)及び競合する処分の調整の申立て(法第76条第1項・第2項)に係る事件の審判を担当する裁判所の構成員となる裁判官 * ただし、抗告審、再抗告審において地裁の決定が取り消されて差し戻された場合(法第68条第2項本文、第71条第2項後段)には、当該決定に関与した裁判官は除く。		1 / 3	1 / 3	1 / 3			
イ 鑑定入院命令(法第34条1項前段、第60条1項前段)に係る手続を担当する裁判官					○		
ウ 鑑定入院先の指定を変更する命令(規則第51条第2項、第85条第1項)に係る手続を担当する裁判官		1 / 3	1 / 3	1 / 3			
エ 法第41条第1項の決定があった場合に対象行為の存否に関する審理裁判を担当する裁判官	刑事部合議制	○	○	○	○		
オ 精神保健審判員が任命される前の各種通知(規則第39条1項、第50条、第72条、第74条、第78条、第80条、第84条)を担当する裁判官	当該事件の担当裁判官						
カ 地裁又は簡裁の裁判官、精神保健審判員又は書記官に関する除斥の決定(規則第8条第1項)を担当する裁判官	民 事 第 2 部						
キ 囑託による事実の取調べ(法第24条第2項)を担当する裁判官					○		
ク 裁判官の処分に対する不服申立て(法第72条第1項)に係る手続を担当する裁判所	刑 事 部						
ケ 裁判所の処分に対する異議(法第73条1項)に係る手続を担当する裁判所	民 事 第 1 部 民 事 第 2 部						
コ 遡戻状の請求(法第99条5項)に係る手続を担当する裁判官					○		

⑤裁判事務の分配（支部）

			担当部・ 裁判官	安達 拓	政岡克俊	赤谷圭介	飯島英貴	古市文孝	綿貫義昌	小野本敦	河村豪俊	藤田圭祐	酒本雄一
				判 事	判 事 (支)	判 事補 (特例)	判 事補 (特例)	判 事	判 事 (支)	判 事補 (特例)	判 事補	判 事補	判 事補
大洲支部	全部			○									
西条支部	民事事件	合議制事件	合議部		裁判長	○	○						
		単独制事件											
		a 通常訴訟事件、手形・小切手訴訟事件及び再審事件並びにこれらに付随する雑事件			1/2	1/2							
		b 不動産執行事件及びこれに付随する雑事件			○								
		c 不動産執行事件以外の民事執行事件及びこれに付随する雑事件				○							
		d 民事・商事非訟事件（特別清算事件を除く。）、借地非訟事件、農事調停事件、鉱害調停事件、特定調停事件、共助事件、過料事件、人身保護事件、企業担保権実行事件及びこれらに付随する雑事件				○							
		e 特別清算事件、破産事件、民事再生事件、会社更生事件及びこれらに付随する雑事件				1/2	1/2						
		f 民事保全命令事件及びこの正本に基づいて実施される民事保全執行事件、民事保全異議事件、民事保全取消事件並びにこれらに付随する雑事件			1/2	1/2							
		g 配偶者暴力に関する保護命令事件、配偶者暴力に関する保護命令の効力の停止申立事件及び配偶者暴力に関する保護命令取消し申立事件			1/2	1/2							
		h 証拠保全事件				1/2	1/2						
		i aからhまで以外の民事に関する事件			○								

⑤裁判事務の分配（支部）

				担当部・ 裁判官	安達 拓	政岡克俊	赤谷圭介	飯島英貴	古市文孝	綿貫義昌	小野本敦	河村豪俊	藤田圭祐	酒本雄一
					判 事	判 事 （ 支 ）	判 事 補 （ 特 例 ）	判 事 補 （ 特 例 ）	判 事	判 事 （ 支 ）	判 事 補 （ 特 例 ）	判 事 補	判 事 補	判 事 補
西条支部	刑事事件	合議制事件	合議制事件及び組織的犯罪処罰法第65条の取消請求事件（麻薬特例法第23条に基づく場合を含む。）	合議部		裁判長	○	○						
		単独制事件	a 公判請求事件、刑執行猶予取消請求事件（被請求人に対する公判請求事件に係属し、第1回公判期日前のものを除く。）、再審請求事件、共助事件及び組織的犯罪処罰法第62条の審査請求事件					○						
			b 証人尋問請求事件、証拠保全請求事件、第1回公判期日前の勾留に関する処分、第1回公判期日前の麻薬特例法第5章、第6章の保全請求事件、これらの処分に付随する処分を求める申立事件、第1回公判期日前の組織的犯罪処罰法第4章、第6章の保全請求事件、これらの処分に付随する処分を求める申立事件及び同法第71条第1項の令状の発付を求める申立事件、刑執行猶予取消請求事件（被請求人に対する公判請求事件に係属し、第1回公判期日前のもの。）			1/2	1/2							
			c 令状請求事件、勾留請求事件、被疑者段階における国選弁護人選任手続、麻薬特例法第5章、第6章の保全請求事件、これらの処分に付随する処分を求める申立事件、組織的犯罪処罰法第4章、第6章の保全請求事件、これらの処分に付随する処分を求める申立事件及び同法第71条第1項の令状の発付を求める申立事件			月・火・金曜日に受理したもの	水・木曜日に受理したもの							
			d 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく入院等申立事件					○	○					
			e 刑事補償請求事件及び訴訟費用免除申立事件			当該裁判をした裁判官	当該裁判をした裁判官	当該裁判をした裁判官						

⑤裁判事務の分配（支部）

			担当部・ 裁判官	安達 拓	政岡克俊	赤谷圭介	飯島英貴	古市文孝	綿貫義昌	小野本敦	河村豪俊	藤田圭祐	酒本雄一
				判 事	判 事 （ 支 ）	判 事 補 （ 特 例 ）	判 事 補 （ 特 例 ）	判 事	判 事 （ 支 ）	判 事 補 （ 特 例 ）	判 事 補	判 事 補	判 事 補
今治支部		ア 民事事件全部						○					
		イ 刑事公判請求事件（即決裁判事件を除き、刑事補償請求事件及び訴訟費用免除申立事件を含む。）					1/2	1/2					
		ウ 刑事公判請求事件のうち、即決裁判事件						○					
		エ イ以外の刑事事件（医療観察法第34条の鑑定入院命令及び刑事再審請求事件を含む。）						○					
宇和島支部	民事事件・刑事事件	合議制事件	民事及び刑事の合議制事件並びに組織的犯罪処罰法第65条の取消請求事件（麻薬特例法第23条に基づく場合を含む。）	合議部					裁判長	○	○	○	○
		単独制事件 （ア）民事事件	a 通常訴訟事件、手形・小切手訴訟事件、破産事件、民事再生事件、民事保全事件、民事保全異議・民事保全取消事件、不動産執行事件、財産開示事件、配偶者暴力に関する保護命令事件、配偶者暴力に関する保護命令の効力の停止の申立て、配偶者暴力に関する保護命令の取消しの申立て及び再審事件並びにこれに付随する雑事件						1/2	1/2			
			b 不動産執行事件及び財産開示事件以外の民事執行事件						○				
			c a、b以外の事件							○			

⑤裁判事務の分配（支部）

				担 当 部・ 裁 判 官	安 達 拓	政 岡 克 俊	赤 谷 圭 介	飯 島 英 貴	古 市 文 孝	綿 貫 義 昌	小 野 本 敦	河 村 豪 俊	藤 田 圭 祐	酒 本 雄 一
					判 事	判 事 （ 支 ）	判 事 補 （ 特 例 ）	判 事 補 （ 特 例 ）	判 事	判 事 （ 支 ）	判 事 補 （ 特 例 ）	判 事 補	判 事 補	判 事 補
宇和島 支部		単独制事件 (イ) 刑事事 件	a 公判請求事件、再審請求事件、刑 執行猶予取消請求事件及び組織的 犯罪処罰法第62条の審査請求事件							1/2	1/2			
			b 令状請求事件、勾留に関する処 分（第1回公判期日後を除く。）、被疑 者段階における国選弁護人選任手 続、麻薬特例法第5章、第6章の保 全請求事件及びこれらの処分に付随 する処分を求める申立事件、組織的 犯罪処罰法第4章、第6章の保全請 求事件、これらの処分に付随する処 分を求める申立事件及び同法第71 条第1項の令状の発付を求める申立 事件並びに心神喪失者等医療観察 法34条1項前段及び60条1項前段 の鑑定入院命令に係る手続							1/2	1/2			
			c 共助事件、証拠保全請求事件及 び証人尋問請求事件							1/2	1/2			
			d 刑事補償請求事件及び訴訟費用 免除申立事件							当該裁判 をした 裁判官	当該裁判 をした 裁判官			

⑥裁判事務の分配（管内簡易裁判所）

		担当裁判官	日 野 浩 一 郎	澤 田 博 之	青 野 初 恵	藤 本 信 隆	井 上 壽 志	薩 川 秀 行	石 川 満	宮 川 隆
			簡 易 裁 判 所 判 事	簡 易 裁 判 所 判 事	簡 易 裁 判 所 判 事	簡 易 裁 判 所 判 事	簡 易 裁 判 所 判 事	簡 易 裁 判 所 判 事	簡 易 裁 判 所 判 事	簡 易 裁 判 所 判 事
松山簡易 裁判所	民事事件	ア 民事通常訴訟事件、手形・小切手訴訟事 件、民事再審事件				1/4		1/4	1/4	1/4
		イ 少額訴訟事件				1/5	1/5	1/5	1/5	1/5
		ウ 少額訴訟異議事件及び少額訴訟債権執 行事件に関する処分	当該裁判をした 裁判官							
		エ 調停事件（訴訟事件を職権で調停に付し た上、自ら処理する場合を除く。）				1/4		1/4	1/4	1/4
		オ 調停事件（訴訟事件を職権で調停に付し た場合）	当該裁判をした 裁判官							
		カ 民事保全事件				1/5	1/5	1/5	1/5	1/5
		キ 支払督促申立て又は仮執行宣言付支払 督促申立てに対する却下処分に対する異議 申立事件				全				
		ク 民事雑事件、共助事件、即決和解事件、 公示催告事件、証拠保全事件、借地非訟事 件及び過料事件				全				
	刑事事件	ケ 刑事公判請求事件（刑訴法第463条によ り通常の審判をする事件を含む。）、刑事再審 事件、共助事件、刑事補償請求事件、訴訟費 用免除申立事件及び以下に特に定める事件 を除く刑事雑事件	他の裁判官が 担当した事件 の差戻裁判	他の裁判官が 担当した事件 の差戻裁判	他の裁判官が 担当した事件 の差戻裁判		全 （自ら担当した 事件の差戻裁 判を除く。）			
		コ 略式事件に対する正式裁判申立事件					全			
		サ 略式事件（シスを除く。）				1/4		1/4	1/4	1/4
		シ 略式事件（在庁処理）				1/4		1/4	1/4	1/4
		ス 略式事件（三者即日処理）					全			
		セ 第1回公判期日前の勾留に関する処分、 公判前の証人尋問請求事件及び証拠保全事 件				1/4		1/4	1/4	1/4
		ソ 勤務時間内の令状請求事件及び勾留に 関する処分（月曜日を除く。）	当番制				○ （火曜日）	○ （金曜日）	○ （木曜日）	○ （水曜日）
		タ 勤務時間外の令状請求事件及び勾留に 関する処分	当番制			○	○	○	○	○

⑥裁判事務の分配（管内簡易裁判所）

			担当裁判官	安 達 拓	樋 口 政 治
				簡 易 裁 判 所 判 事	簡 易 裁 判 所 判 事
大洲簡易 裁判所		ア 全民事事件及び自らした略式命令に 対する正式裁判申立事件を除く全刑事事件		○	
		イ 安達裁判官のした略式命令に対する正式 裁判申立事件			○

			担当裁判官	安 達 拓	樋 口 政 治
				簡 易 裁 判 所 判 事	簡 易 裁 判 所 判 事
八幡浜簡 易裁判所		ア 全民事事件及び自らした略式命令に 対する正式裁判申立事件を除く全刑事事件			○
		イ 樋口裁判官のした略式命令に対する正式 裁判申立事件		○	

			担当裁判官	政 岡 克 俊	赤 谷 圭 介	飯 島 英 貴	野 藤 直 文	古 田 久 男
				簡 易 裁 判 所 判 事	簡 易 裁 判 所 判 事	簡 易 裁 判 所 判 事	簡 易 裁 判 所 判 事	簡 易 裁 判 所 判 事
西条簡易 裁判所		ア 全民事事件(イないしエを除く。)					○	
		イ 少額訴訟(通常移行後も含む。)						○
		ウ 調停事件						○
		エ 民事保全事件		○				
		オ 全刑事事件(カないしケを除く。)						○
		カ 略式事件のうち三者即日処理事件					○	
		キ 古田裁判官のした略式命令に対する正式 裁判申立事件					○	
		ク 第1回公判期日前の勾留に関する処分		月曜日に受理した もの	木曜日に受理した もの	水曜日に受理した もの	火・金曜日に受理 したもの	
		ケ 勤務時間内の令状請求事件及び勾留に 関する処分			木曜日に受理した もの		火・金曜日に受理 したもの	月・水曜日に受理 したもの

⑥裁判事務の分配（管内簡易裁判所）

			担当裁判官	古 田 久 男 簡 易 裁 判 所 判 事	野 藤 直 文 簡 易 裁 判 所 判 事
新居浜簡 易裁判所		ア 全民事事件及び自らした略式命令に対す る正式裁判申立事件を除く全刑事事件		○	
		イ 古田裁判官のした略式命令に対する正式 裁判申立事件			○

			担当裁判官	野 藤 直 文 簡 易 裁 判 所 判 事	古 田 久 男 簡 易 裁 判 所 判 事
四国中央 簡易裁判 所		ア 全民事事件及び自らした略式命令に対す る正式裁判申立事件を除く全刑事事件		○	
		イ 野藤裁判官のした略式命令に対する正式 裁判申立事件			○

			担当裁判官	古 市 文 孝 簡 易 裁 判 所 判 事	平 嶋 洋 一 簡 易 裁 判 所 判 事
今治簡易 裁判所		ア 全民事事件			○
		イ 全刑事事件(ウ～オを除く。)			○
		ウ 平嶋裁判官のした略式命令に対する正式 裁判申立事件		○	
		エ 第1回公判期日前の勾留に関する処分		○	
		オ 勤務時間内の令状請求事件及び勾留に 関する処分		1/5(毎週金曜 日)	4/5(毎週月～ 木曜日)

⑥裁判事務の分配（管内簡易裁判所）

			担当裁判官	総 貫 義 昌	小 野 本 敦	樋 口 政 治
				簡 易 裁 判 所 判 事	簡 易 裁 判 所 判 事	簡 易 裁 判 所 判 事
宇和島簡 易裁判所		ア 全民事事件				
		(ア)調停事件を除く全民事事件				○
		(イ)調停事件				○
		イ 全刑事事件(ウ及びエを除く。)				○
		ウ 樋口裁判官のした略式命令に対する正式 裁判申立事件		1/2	1/2	
		エ 令状請求事件及び勾留に関する処分		1/5	2/5	2/5

			担当裁判官	総 貫 義 昌	小 野 本 敦
				簡 易 裁 判 所 判 事	簡 易 裁 判 所 判 事
愛南簡易 裁判所		ア 全民事事件及び自らした略式命令に対す る正式裁判申立事件を除く全刑事事件			○
		イ 小野本裁判官のした略式命令に対する正 式裁判申立事件		○	

⑦代理順序（司法行政事務）

司法行政事務の取扱者		代理する裁判官		
		第1順位	第2順位	第3順位
1	所長	判事 森 實 将 人	判事 西 村 欣 也	判事 日 野 浩 一 郎
2	大 洲 支 部 長	松山地方裁判所裁判官 森 實 将 人		
3	西 条 支 部 長	西条支部裁判官 赤 谷 圭 介	西条支部裁判官 飯 島 英 貴	
4	今 治 支 部 長	松山地方裁判所裁判官 森 實 将 人		
5	宇 和 島 支 部 長	宇和島支部裁判官 小 野 本 敦	松山地方裁判所 部 総 括 裁 判 官	
6	松山簡易裁判所司法行政事務掌理裁判官	松山簡易裁判所裁判官 藤 本 信 隆	松山簡易裁判所裁判官 井 上 壽 志	松山簡易裁判所裁判官 薩 川 秀 行
7	大洲簡易裁判所司法行政事務掌理裁判官	八幡浜簡易裁判所裁判官		
8	八 幡 浜 簡 易 裁 判 所 裁 判 官	大洲簡易裁判所裁判官 安 達 拓		
9	西条簡易裁判所司法行政事務掌理裁判官	西条簡易裁判所裁判官 赤 谷 圭 介		
10	新 居 浜 簡 易 裁 判 所 裁 判 官	西条簡易裁判所裁判官 政 岡 克 俊		
11	四 国 中 央 簡 易 裁 判 所 裁 判 官	新居浜簡易裁判所裁判官		
12	今 治 簡 易 裁 判 所 司 法 行 政 事 務 掌 理 裁 判 官	今治簡易裁判所裁判官 平 嶋 洋 一		
13	宇和島簡易裁判所司法行政事務掌理裁判官	宇和島簡易裁判所裁判官 樋 口 政 治	宇和島簡易裁判所裁判官 小 野 本 敦	
14	愛 南 簡 易 裁 判 所 裁 判 官	宇和島簡易裁判所裁判官 綿 貫 義 昌		

※部の総括者に差し支えある場合の代理順序は、「⑨代理(代行)順序(裁判事務)」の裁判長に差し支えある場合の例による。

⑧代理(代行)順序(裁判事務)

担 当 裁 判 官		代 理 (代 行) す る 裁 判 官		
		第 1 順 位	第 2 順 位	第 3 順 位
1	民 事 第 1 部 裁 判 長	裁 判 官 西 理 香		
2	民 事 第 2 部 裁 判 長	裁 判 官 古 市 朋 子		
3	刑 事 部 裁 判 長	裁 判 官 澤 田 博 之		
4	民 事 第 1 部 陪 席 裁 判 官	民 事 第 2 部 , 刑 事 部 陪 席 裁 判 官		
5	民 事 第 2 部 陪 席 裁 判 官	民 事 第 1 部 , 刑 事 部 陪 席 裁 判 官		
6	刑 事 部 陪 席 裁 判 官	民 事 第 1 部 , 第 2 部 陪 席 裁 判 官		
7	民事単独制事件(民事執行, 倒産, 民事保全, 共助, 証拠保全事件等を含む) 裁判官	民事単独制事件担当の 他の裁判官		
8	刑事単独制事件 裁判官	刑事単独制事件担当の 他の裁判官		
9	大 洲 支 部 裁 判 官	松 山 地 方 裁 判 所 (本 庁) 裁 判 官		
10	西 条 支 部 裁 判 長	西 条 支 部 裁 判 官 赤 谷 圭 介	西 条 支 部 裁 判 官 飯 島 英 貴	
11	西 条 支 部 陪 席 裁 判 官	今 治 支 部 裁 判 官	松 山 地 方 裁 判 所 (本 庁) 裁 判 官	
12	西 条 支 部 単 独 制 事 件 裁 判 官	西 条 支 部 の 他 の 裁 判 官	今 治 支 部 裁 判 官	松 山 地 方 裁 判 所 (本 庁) 裁 判 官
13	今 治 支 部 裁 判 官	松 山 地 方 裁 判 所 (本 庁) 裁 判 官	西 条 支 部 裁 判 官	

⑧代理(代行)順序(裁判事務)

担 当 裁 判 官		代 理 (代 行) す る 裁 判 官		
		第 1 順 位	第 2 順 位	第 3 順 位
14	宇 和 島 支 部 裁 判 長	宇 和 島 支 部 裁 判 官 小 野 本 敦	松 山 地 方 裁 判 所 (本 庁) 裁 判 官	
15	宇 和 島 支 部 陪 席 裁 判 官	大 洲 支 部 裁 判 官	松 山 地 方 裁 判 所 (本 庁) 裁 判 官	
16	宇 和 島 支 部 単 独 制 事 件 裁 判 官	宇和島支部の他の裁判官	大 洲 支 部 裁 判 官	松 山 地 方 裁 判 所 (本 庁) 裁 判 官
17	松 山 簡 易 裁 判 所 裁 判 官	松 山 簡 易 裁 判 所 の 他 の 裁 判 官	松 山 地 方 裁 判 所 (本 庁) 裁 判 官	今 治 簡 易 裁 判 所 裁 判 官
18	大 洲 簡 易 裁 判 所 裁 判 官	八幡浜簡易裁判所裁判官	松 山 簡 易 裁 判 所 裁 判 官	
19	八 幡 浜 簡 易 裁 判 所 裁 判 官	大洲簡易裁判所裁判官	宇和島簡易裁判所裁判官	
20	西 条 簡 易 裁 判 所 裁 判 官	西 条 簡 易 裁 判 所 の 他 の 裁 判 官	新居浜簡易裁判所裁判官	四国中央簡易裁判所裁判官
21	新 居 浜 簡 易 裁 判 所 裁 判 官	西条簡易裁判所裁判官	四国中央簡易裁判所裁判官	
22	四 国 中 央 簡 易 裁 判 所 裁 判 官	新居浜簡易裁判所裁判官	西 条 簡 易 裁 判 所 裁 判 官	
23	今 治 簡 易 裁 判 所 裁 判 官	今 治 簡 易 裁 判 所 の 他 の 裁 判 官	西 条 簡 易 裁 判 所 裁 判 官	松 山 簡 易 裁 判 所 裁 判 官
24	宇 和 島 簡 易 裁 判 所 裁 判 官	宇 和 島 簡 易 裁 判 所 の 他 の 裁 判 官	八幡浜簡易裁判所裁判官	
25	愛 南 簡 易 裁 判 所 裁 判 官	宇和島簡易裁判所裁判官	八幡浜簡易裁判所裁判官	

※ただし、執務時間外の被疑者段階における国選弁護人選任手続については、松山簡易裁判所裁判官が、管内簡易裁判所裁判官の事務を代行することができる。

⑨ 開廷日割表

松山地方裁判所

庁・部	地 裁						簡 裁								
	民 事	刑 事	大 洲	西 条	今 治	宇和島	松 山	大 洲	八 幡 浜	西 条	新 居 浜	四 国 中 央	今 治	宇 和 島	愛 南
月	森 賀	合 議 澤 田 (隔週の午前) 青 野 (隔週の午前)		飯 島	古市(文) (第1, 3金 曜日が属 する週の 月曜日)	綿 貫	井 上 薩 川 石 川	安 達		古 田 (民・刑)			平 嶋 交通切符 (第2月曜 日)	樋 口	
火	合 議 2 西	合 議 澤 田 (隔 週) 青 野 (隔 週)	安 達	飯 島 (臨時)	古市(文)	合 議 (民・刑) (隔週)	薩 川 石 川 宮 川		交通切符 (第2火曜 日)	野 藤	古 田 交通切符 (月1回)				
水	合 議 1 古市(朋)	合 議 澤 田 (隔 週) 青 野 (隔 週)	安 達	合 議 (民・刑)		綿 貫	藤 本 井 上 交通切符 (第3水曜 日)	安 達	樋 口 (民・刑)	古 田		野 藤	平 嶋		小 野 本 (第1, 第3 水曜日)
木	西 村	合 議 澤 田 (隔 週) 青 野 (隔 週)	安 達	政 岡 飯 島	古市(文)	小野本	藤 本 井 上 宮 川				古 田	野 藤 交通切符 (月1回)		樋 口 交通切符 (第2木曜 日)	
金	西 古市(朋)	合 議 澤 田 (隔 週) 青 野 (隔 週)		赤 谷	飯 島 (第1, 3金 曜日)	小野本		交通切符 (第3金曜 日)		交通切符 (第3金曜 日)				樋 口	